

経理規程施行細則

(目的)

第 1 条 この細則は、学校法人〇〇学園経理規程（以下「規程」という。）の施行上必要な事項について定めるものとする。

(勘定科目)

第 2 条 規程第 7 条の勘定科目の名称及び配列は、この細則の別表 I に定める勘定科目表に従う。

(会計帳簿)

第 3 条 規程第 8 条第 1 項第 2 号に定める会計帳簿のうち補助簿は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 現金出納帳 | (8) 借入金等台帳 |
| (2) 預金出納帳 | (9) 学費収納金台帳 |
| (3) 有価証券台帳 | (10) 基本金台帳 |
| (4) 固定資産台帳 | (11) 預り金台帳 |
| (5) 物品管理台帳 | (12) 給与台帳 |
| (6) 販売用品受払簿 | (13) 小口現金台帳 |
| (7) 用品台帳 | |

(有形固定資産)

第 4 条 規程第 28 条第 2 項に定める 1 個又は 1 組の価額は、〇〇万円とする。

(固定資産の取得の委任限度額)

第 5 条 規程第 30 条第 1 項に定める委任限度額は、〇〇万円とする。

(固定資産の価額)

第 6 条 規程第 31 条の取得価額に含まれる附帯経費とは、次に掲げるものをいう。

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 仲介手数料 | (7) 整地費 |
| (2) 登記料 | (8) 補償料 |
| (3) 取得に要する諸公課 | (9) 立退料 |
| (4) 設計料 | (10) 運搬費 |
| (5) 管理料 | (11) 据付費 |
| (6) 測量費 | (12) その他諸経費 |

ただし、次に掲げるものは、附帯経費から除外する。

- (1) 取得に当たって事前に要した調査費、旅費等
- (2) 建物完成に伴う落成式等の経費

(減価償却の要件)

第 7 条 規程第 33 条第 2 項に定める減価償却資産の耐用年数、残存価額及び計算手続等は、次のとおりとする。

- (1) 耐用年数：別表 II による。
- (2) 残存価額：零とする。
- (3) 備忘価額：耐用年数経過後で現に使用中の減価償却資産の備忘価額は 1 円とする。ただし、総合償却資産の備忘価額は零とする。
- (4) 計算手続：ア 個別償却を原則とする。ただし、機器備品等で 1 個又は 1 組の価額が〇〇万円

未満のものについては、取得年度別に総合償却によることができる。

イ 年度途中で取得した資産に係る減価償却については、個別償却資産は月数あん分計算とし、取得年度別総合償却資産は、翌年度から行うものとし、その年度は零とする。

(固定資産の処分の委任限度額)

第 8 条 規程第 34 条第 2 項に定める委任限度額は、〇〇万円とする。

(物品の購入の委任限度額)

第 9 条 規程第 36 条第 1 項に定める委任限度額は、〇〇万円とする。

(物品の管理及び処分)

第 10 条 規程第 37 条及び第 38 条に定める 1 個又は 1 組の価額は、〇万円とする。

(退職給与引当金の繰入額)

第 11 条 規程第 40 条に定める退職給与引当金の年度繰入額は、次のとおりとする。

A [(当年度末退職金要支給額) - (当年度末に在職する教職員に係る退職社団交付額)] - B (退職給与引当金当年度繰入れ前の金額すなわち当年度末の繰入れ前の帳簿残高)

(退職給与引当金の取崩額)

第 12 条 規程第 40 条に定める年度中の退職者に係る退職給与引当金の取崩額は、当該退職者の退職金から退職社団交付金を控除した額とする。

(月計表)

第 13 条 規程第 53 条に定める資金収支月計表の様式は、別表Ⅲのとおりとする。

(随意契約の限度額)

第 14 条 規程第 56 条により随意契約によることができる限度額は、次のとおりとする。

- (1) 工事又は製造、購入にあつては、一つの計画について〇〇万円
- (2) 前号以外の契約にあつては、1 件について〇〇万円

(契約書の省略に関する限度額)

第 15 条 規程第 57 条第 2 項に定める限度額は、〇〇万円とする。

(契約の締結に関する委任限度額)

第 16 条 規程第 59 条第 1 項に定める委任限度額は、〇〇万円とする。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

附 則

1 この規程は、 年 月 日から施行する。

2 改正後の経理規程施行細則の規定は、平成 28 年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、平成 27 年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。